

春日市告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき市営土地改良事業計画書（農業用ため池整備事業）を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧する。

令和7年6月11日

春日市長 井 上 澄 和



1 縦覧書類

市営土地改良事業計画書（農業用ため池整備事業）

2 縦覧期間

令和7年6月11日から令和7年7月9日まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、午前8時30分から午後5時まで）

3 縦覧場所および連絡先

春日市 都市整備部 下水道課

電話 092-584-1111